

<祈りのために>

「荒れ野よ、荒れ地よ、喜び躍れ 砂漠よ、喜び、花を咲かせよ 野ばらの花を一面に咲かせよ。」

(イザヤ書 35 章 1 節)

イザヤ書 35 章が描いた情景は、日本のような水の豊かな風土にあってはちょっと想像しにくいかもしれませんが。私は 1997 年、中国の北京から西に向かいウルムチまで、鉄道とバスで砂漠の中を何日も乗り継いで旅行しましたがその時、気が遠くなるほどの広大な土地の大部分が不毛の地であることに驚きました。しかし、そこを通り抜けてオアシスに入ると、まさに砂漠が喜び、花を咲かせたようで、生き返ったような思いをしたものです。この国では、すべてを呑み尽くそうとする砂漠との闘いが国を挙げて続けられており、その中で、砂漠化の防止に取り組み 2 万ヘクタールの緑化をなしとげた日本人、遠山正瑛（せいえい）さんが顕彰されていました。

どうして砂漠が出来るのかということについてはさまざまな理由があって、専門家でない私が偉そうなことを言うことは出来ませんが、人間の活動が主要な要因になっていることは確かです。世界各地で、かつては緑豊かな土地だったのが人間の活動が原因で砂漠になってしまったという話がいくつも伝えられています。中東に砂漠が広がっていることについても、少なくともそこには、人間と自然界の間に平和がないことが示されています。今日、世界の各地で危惧されている砂漠化とは人間の活動の負の側面が現れたものです。だとすれば、荒れ野と荒れ地が喜び躍り、砂漠が喜び、花を咲かせるというのは、神のみ前に人間の罪が克服され、人間と自然界との間に平和が打ち立てられるということにほかなりません。

最初の人間アダム以来、すべての人が罪を犯しており、その影響が自然界に及んでしまいました。自然界が人間の罪の巻き添えを受けてしまったために、緑が失われ、海が汚れるといったことがいま世界的規模で起こっています。ですから人間の罪が克服されれば、自然界も元の美しい、あるべき姿に回復します。その時、人々は神の栄光を見るのです。ですから、言われています。「心おののく人に言え。『雄々しくあれ、恐れるな。見よ、あなたたちの神を。敵を打ち、悪に報いる神が来られる。神は来て、あなたたちを救われる。』」（4 節）神様が来られる時、そこでは必然的に人間たちの救いが起こります。「そのとき、見えない人の目が開き、聞こえない人の耳が開く。そのとき、歩けなかった人が鹿のように躍り上がる。口の利けなかった人が喜び歌う。」（5 節）主イエスはそのことが、ご自身の到来によって起こっていることを示して下さいました（マタイ 11 章 4—5 節など）。主イエスの到来によって、この世のただ中に神の国が誕生しました。その結果、その後、見えない人の目や聞こえない人の耳が開くような医学上の進歩が積み重ねられてきましたし、さらに「荒れ野に水が湧きいで、荒れ地に川が流れる」（6 節）などと書いてあるように、荒れ野や荒れ地を開墾し、砂漠を緑化するたゆみない試みが続けられてきたのです。そのことは人間社会の霊的な成長とも密接に結びついています。

イザヤが預言し、主イエスが世界にむけて見せて下さった光景というのは、いつの日か完全に実現する輝かしい世界の先取りなのです。…今はたしかに苦しみが続いており、またこの世の終わりには恐ろしい出来事が起こるかもしれません。しかし、それを乗り越えた先に輝かしい未来が待っているということは決して気休めではありません。だとすれば心おののくことはないのです。

（祈り）神様、輝く未来を示されることで私たちに希望と勇気を与えて下さい。そして、そこに描かれた祝福がただで与えられたものではなく、イエス・キリストの十字架による贖いによってもたされたものであることを悟らせて下さい。

(井上豊 広島長束教会牧師)

## 新シリーズ『日本基督教会大信仰問答』第14章「終わりの日」を読む（第5回）

芳賀繁浩（福島伝道所牧師）

問 282 終わりの日の審判とは、どういうことですか。

答え それは、来たりたもう主イエス・キリストの審判です。生きている者も死んだ者もよみがえらされて、すべてこの審判の座の前に立たせられるのです。

問 283 それでは、終わりの日は、罪人にとっては、恐ろしい審判の日ですか。

答え そうです。聖霊のとりなしをしりぞけ、あくまでも神に従わない者には、呪いと永遠の刑罰とが宣告される日です。しかし、主イエス・キリストの十字架の贖いを信じる者には待望の日です。なぜなら、罪に対する呪いと刑罰とは、キリストによって負われ、赦されているからです。

新Q282-1 審判と聞くと、恐ろしいもののように聞こえるのですが。

新A282-1 審判とは、さばきです。正しいことが正しいとされ、間違っていることが間違っているとされます。それは、この世では常に実現されるわけではなく、ときに実現することがまれでさえある正義の完全な実現です。それは、奪われ、虐げられ、踏みにじられてきた者たちにとって、隠されていた真実が明らかにされ、放置されていた間違いが正され、失われていた正義が回復される喜びと讚美のときにほかなりません。

新Q283-1 喜びであるはずの終わりの日の審判が恐ろしいもののように思われるのはなぜですか。

新A283-1 完全に聖であり義である神様の前には、私たち人間は誰一人として立つことができないからです。人の目には正しいと見える行いであっても、それはこの世の物差しにおける正しさに過ぎず、神様が求める正しい行いとは天と地ほどにも隔たっています。それどころか、私たちの行いはいつも自己正当化と自己主張の罪にまみれていて、神様を喜ばせるところか、悲しませ、怒りを招くような行いとなってしまっているのです。

新Q283-2 それでは私たちはみな、最後の審判において、呪われて永遠の刑罰に処されてしまうのでしょうか。

新A283-2 そうではありません。神様は私たちが滅びることがないように、イエス・キリストを送って下さり、十字架の死によって、私たちが犯した罪を贖って、私たちから呪いと滅びとを取り去ってくださったのです。

それどころか、イエス様を救い主として信じ告白する全ての者に、十字架の死に至るまでの完全な服従によって勝ち得て下さった、神の子としての祝福を、ただ恵みをもってお与え下さいました。

私たちは、このキリストの義をまもって、終わりの日の審判に立つことが許されているのです。

そして、神様とイエス・キリストが送ってくださる聖霊のとりなしのゆえに、私たちは終わりの日の審判に確かに耐えて、祝福された神の子として来るべき神の国に生きることができるようなのです。

この聖霊のとりなしを退け、頑なに神の救いを拒む者こそが、呪いと滅びとに陥るのです。

新Q283-3 行いは問題にならないのですか。

新A283-3 そうです。私たちがしたことではなく、神様が私たちのためにイエス・キリストにおいてしてくださったことが問題なのです。神様は、私たちが行いによっては誰一人救われることができないゆえに、キリストを世にお送り下さったのです。

新Q283-4 キリストは、羊とやぎを分けるたどえの中で、食べさせ、飲ませ、宿を貸し、着せ、世話をし、訪ねることをお求めになったのではありませんか。

新A283-4 その通りです。けれども、イエス様に喜ばれる奉仕は、生まれたままの私たちには行うことができません。私たちの奉仕はいつも、自己中心の罪にまみれていて、自分でも気がつかないうちに、持つ者から持たない者への上からの施しに、力ある者の力なき者への押しつけになってしまします。それは人の尊厳を傷つけ、生きる力を損ない、自由を奪うものです。ゆるしなし、悔い改めなしの奉仕は、形を変えた自己主張と支配なのです。

私たちは、私たち自身が貧しく、弱く、力なきものであることを神様の言葉によって示され、この滅ぶべき罪人をなお愛しゆるしたもう神様の無条件の愛を知らされ、この計り知ることのできない恵みに対する感謝の応答へと導かれて初めて、神様のみこころにかなう奉仕への一步を歩み出すことができるのです。

畑知佳 (遠軽教会牧師)

## 教会の報国実践-前線・銃後一体の奉仕の具体例-

### 2. 前線に赴いた青年たち

(前号からの続き)

菊地七朗さんをはじめ当時の青年たちの存在は、私たちの教会がアジアの人々に対しては勿論、教会が送り出した青年たちやその家族に対しても戦争責任の告白と謝罪をする必要があることを教えてくれます。結局教会は、国家が一人の国民の命よりも天皇の命と国を重んじたように、一人の会員の命よりも地上にある見える教会の器を重んじる過ちを犯してしまったのではないかと思うのです。教会の器より教会の群れの一人ひとりが大事であることは言うまでもないことです。しかし、現れ方は違っても、同じような問題は今の教会にもあるのかもしれない。牧師不足や信徒の少子高齢化、それに伴う経済的困窮の中で、信徒一人一人の魂のケアよりも教会の維持に心奪われるようなことになっていないか、自問するものです。

ところで青年と言えば、当時遠軽教会に赴任した二代目の山下操六先生、三代目の生月前先生、四代目の木口正八郎先生は皆、神学校を卒業したばかりの青年でした。初代牧師の山下善之先生は明治維新を経験し、自由民権運動に参加した方でしたが、その世代が一線から退き、明治以来の義務教育(教育勅語)によって養われた次の世代に引き継いでいく世代交代が、遠軽教会でも起こっていました。そのことが、宗教団体法の成立や教団の設立と加入に対する遠軽教会の態度に少なからず影響したのではないかと思わされます。つまり明治以降の世代はそもそも天皇主権の国家に抵抗がなかったのではないかということです。

これは川島幸夫氏が著書「賀川豊彦と太平洋戦争」(中川書店)の中で、賀川豊彦が太平洋戦争期に戦争支持へと転換した理由の一つに挙げていることで、「賀川」の精神構造の奥底に定着していた《天皇への崇敬》…それは、明治以来の義務教育を通じて日本国民の中に植え付けられたものでもあった」と記しています。

なお、純農村の遠軽教会は賀川豊彦とも深い関わりがあり、賀川豊彦が設立した農民福音学校に青年を派遣するなどしていました。また賀川豊彦は満州基督教開拓村構想に協力したことが知ら

れていますが、山下操六先生が北支派遣部隊の任務を終え帰還した後、1941年6月からは満州吉林教会の牧師に赴任したこと、またその直後遠軽教会では満州熱河伝道に仕えた福井二郎氏を招いて特別伝道集会を開催していることなど、何かしら関連があるのではないかと推察します。ただこれはさらなる検証が必要です。しかし農村と教会、この二重の立場から、遠軽教会は報国の道を進んだことは間違いありません。

話を戻しますと、遠軽教会は若い伝道者たちの下で戦時下を過ごしました。そうして、多くの青年たちを戦地へ送り出したわけですが、少なくとも山下操六先生と木口正八郎先生は自身もやがて軍隊に入隊し、戦地に赴いています。特に遠軽教会は山下操六先生について週報で詳しく近況を知らせています。それによると、山下操六先生は1938年から応召軍務に服し、北支派遣部隊に配属され、負傷の為一時前線を離れますが、中尉にまで昇格して任務を貫徹、1940年に帰還します。週報にはこれらが「山下操六氏名誉の戦傷」とか「名誉ノ凱旋サレル山下操六氏ノ来遠」との見出しのもと報告されました。そして帰還後、1941年2月15日から17日に亘って大々的に行われた歓迎集会については「山下先生による集会は、各会とも常に恵まれたものなりき。これにて教会員は益々一致結束以て銃後の精神、報国の誠を完うせんことを期す」と伝えてあります。また遠軽教会には、操六先生が軍服姿で腰にサーベルを挿して講壇したという逸話が残っていますが、もしかするとこの時の集会でのことかもしれません。

### 3. 伝道集会

#### —信徒と町民に対する精神教化—

ところで、この集会は単に会員向けのものではなく、町民に向けたものでもあり、講演会の一つは小学校を会場に行われました。これはつまり、銃後における教会の報国の使命は、教会員と町民の精神教化であると受け止めて、実践していたということです。また、そのように国家に積極的に協力する姿勢を内外に示さなければ、「鬼畜米英」の宗教として迫害を受けていたキリスト教会は立ちえなかったのではないかと思います。

(次号に続く)

## <靖国関連ニュース>

### ○市民を撃たない軍隊

韓国の尹大統領による非常戒厳が一晩で潰（つい）えたのは、韓国の市民と国会議員の迅速かつ断固とした行動の結果だが、戒厳軍が市民を撃たなかった結果でもある。在韓のジャーナリスト徐台教（ソテギョ）氏のXによれば、戒厳軍の司令官は、国会議事堂の議員を追い出す任務があったが、抗命してそれを行わなかったという。徐氏が紹介する朝鮮日報の記事によれば、戒厳軍兵士は「本気になれば10分から15分で制圧できたが、やらなかった」と語った。「軍の『協力しない意志』が存在したことが明らか」で、それは「過去に流した市民の血がなせる業」だ、と徐氏は書いている。

尹大統領の暴挙は、しかし人ごとではない。憲法に緊急事態条項がなくても、自衛隊法上首相には自衛隊に治安出動を命じる権限がある。1960年安保闘争の際には当時の岸信介首相がそれを発動しようとした。尹大統領のように思いあがった首相が、対抗勢力をテロリストなどと決めつけて自衛隊を出動させる危険は、今の日本にもある。

心配なのは、右翼論客と結び付き、靖国神社への集団参拝を繰り返す自衛隊の旧日本軍への回帰の兆候だ。旧日本軍は市民を守らなかった。守ろうとしたのは天皇を戴（いただ）く「國體（こくたい）」だ。「國體」を守るために市民を撃つ、などということ自衛隊が決してしない、という保証はない。（東京新聞、本音のコラム、前川喜平（現代教育行政研究会代表）24.12.08）

### ○「ノーベル賞に沸く日本、抜け落ちた視点」

さる10月11日、日本原水爆被害者団体協議会（日本被団協）がノーベル平和賞を授賞するというニュースが駆け巡りました。私は、日米の大学生が共に広島・長崎を旅する学習旅行で、2006年から19年にかけて被爆者の通訳を務めた経験からも、「二度と自分たちのような被爆者を生まない」ための国際的運動が認められたことに感慨を覚えました。とりわけ、西側の価値観に偏る傾向のあるノーベル平和賞が、米国による民間人大量虐殺の被害者に授与されたのは画期的でした。

と同時に、日本のメディアの論調が「日本のノーベル平和賞授賞は1974年の佐藤栄作氏以来」（10月12日NHK）などと言いながら、「日本の授賞」と位置づけていることに懸念を感じます。授賞したのは、被爆者であり、米国による原爆投下につながった戦争をそもそも起こした「日本」ではありません。また、日本

メディアは、「核の脅威」として、ロシア、中国、朝鮮民主主義人民共和国のみを挙げ連ね、世界最大の「核の脅威」であり、実際に子どもたちの上に原爆を落とした戦争犯罪者である米国やその同盟国の核を免罪しています。

何よりも、被爆者の10人に1人は朝鮮人であったという事実が抜け落ちています。広島ではおよそ5万人の朝鮮人が被爆、うち3万人が死亡、長崎では2万人の朝鮮人が被爆、うち1万人が死亡したと言われています。広島・長崎にいた朝鮮人は、植民地支配が故に日本に暮らさざるを得ず、自分たちが始めたわけでもない戦争の中で、米国が日本を標的に落とした原爆に巻き込まれました。その上被爆後も差別され、医療や支援が行き届かなかったという二重、三重の被害を受けたのです。とりわけ、朝鮮半島に帰還した約2万3千人の被爆者のうち2千人ほどが朝鮮民主主義人民共和国に帰国しており、その方々は被爆者援護法も適用されず見捨てられたままです。現在は生存者も僅かになっていると聞いています。（朝鮮新報、乗松聡子氏による寄稿より抜粋、2024.11.02）

### ○「靖国神社への名簿提供は違法」韓国人遺族らの訴え、最高裁が判断へ

第二次世界大戦で旧日本軍に所属して戦没した韓国人の遺族らが、国が靖国神社に提供した戦没者名簿をもとに家族が合祀されて人格権を侵害されたとして、名簿を提供した国に慰謝料などを求めた訴訟の上告審で、最高裁第二小法廷（岡村和美裁判長）は18日、来年1月17日に判決を言い渡すと決めた。

靖国神社への合祀をめぐる最高裁が判断を示すのは初めて。二審の結論を変えるのに必要な弁論を開かないため、国の情報提供に違法性はないとして遺族側を敗訴とした一、二審の結論が維持される見通し。

原告らはいずれも韓国籍で、戦死または戦病死をした父親らが、日本名で靖国神社に合祀されている。2013年に27人が「侵略者がまつられた靖国神社への合祀は亡くなった家族への侮辱だ」などと訴え、名簿を提供した国に慰謝料の支払いなどを求めたほか、靖国神社にも合祀の取り消しなども求めて提訴した。

第二小法廷は、原告らの主張のうち国を被告とする「情報提供行為が違法だったか」との争点だけを受理した。この点について、19年の一審・東京地裁判決は国による名簿提供に違法性はなく、憲法が定める政教分離の規定にも違反しないと判断。昨年5月の二審・東京高裁も控訴を棄却していた。（朝日新聞、24.12.18）

840号ヤスクニ通信 2025年1月5日  
発行 日本キリスト教会靖国神社問題特別委員会  
発行・編集 桑広国（函館相生教会）

<編集後記> メディアの報道を鵜呑みにはできません。ネット情報はなおさらです。「不都合な真実」は報道されないからです。「わたしたちは、何事も真理に逆らってはできません」（Ⅱコリント13:8）。H.K.